

訪問看護重要事項説明書

医療法人 応篤会
おうとく訪問看護ステーション

重 要 事 項 説 明 書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下、「訪問看護等」という）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月30日条例第10号）」介護予防の奈良市条例は、「奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成30年3月30日条例第11号）」の規定に基づき、訪問看護等サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

第1条 訪問看護等サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 応篤会
代表者氏名	理事長 枝川 光太朗
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	奈良県奈良市東九条町752番地 TEL 0742-61-1118 FAX 0742-62-8707
法人設立年月日	1999年9月16日

第2条 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	おうとく訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2960199343
事業所所在地	奈良県奈良市北之庄町736-1 奈良事務機本館104号
連絡先 相談担当者名	TEL 0742-61-9900 FAX 0742-61-9901 管理者 山村 恵子（やまむら けいこ）
事業所の通常の 事業の実施地域	奈良市（田原・柳生・大柳生・狭川・東里・都祁・月ヶ瀬地区を除く） 大和郡山市（国道25号線より以北）・天理市（国道25号線より以北）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人応篤会が開設するおうとく訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護等及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他従事者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけ医師が訪問看護等及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、指定訪問看護の円滑な運営管理をはかるとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護等の提供を確保することを目的とする。
-------	--

運 営 の 方 針	1 本事業所が実施する訪問看護等は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復をはかるものとする。 2 利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 訪問看護等の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。 5 訪問看護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに主治医及び居宅介護支援事業者へ情報提供を行うものとする。 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
-----------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分までとする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	山村 恵子（やまむら けいこ）
-----	-----------------

	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護等が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護師等	1 訪問看護等の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問看護等の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	・看護職員 常勤換算 2.5 人以上 (管理者含む) ・リハビリ職員 必要数
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1 名以上

第3条 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 1) 療養上の世話 2) 清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア 3) 診療の補助 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置 4) リハビリテーションに関すること。 5) 家族の支援に関すること。 家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

① 介護保険をご利用の場合

〈保険単位数と基本料金表〉

要支援 1～2						
時間	基本単位	地域単価	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
20分未満（予訪看Ⅰ-1）	303	10.42	3,157円	316円	632円	948円
30分未満（予訪看Ⅰ-2）	451	10.42	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上1時間未満 （予訪看Ⅰ-3）	794	10.42	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間以上1時間30分未満 （予訪看Ⅰ-4）	1090	10.42	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問 （予訪看Ⅰ-5）	284	10.42	2,959円	296円	592円	888円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問が40分を超える場合 （予訪看Ⅰ-5超）	256	10.42	2,667円	267円	534円	801円
要介護 1～5						
20分未満（訪看Ⅰ-1）	314	10.42	3,271円	328円	655円	982円
30分未満（訪看Ⅰ-2）	471	10.42	4,907円	491円	982円	1,473円
30分以上1時間未満 （訪看Ⅰ-3）	823	10.42	8,575円	858円	1,715円	2,573円
1時間以上1時間30分未満 （訪看Ⅰ-4）	1128	10.42	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問 （訪看Ⅰ-5）	294	10.42	3,063円	307円	613円	919円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問が40分を超える場合 （訪看Ⅰ-5超）	265	10.42	2,761円	277円	553円	829円

※ 看護師によるサービス提供の場合、上記金額の90％となります。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供になります。

※ サービス提供開始時刻により加算されます。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	6時～8時	8時～18時	18時～22時	22時～6時
加算	上記単位数の 25%増し	上記単位数の 通常料金	上記単位数の 25%増し	上記単位数の 50%増し

加算項目		基本単位	1割負担額
初回加算	新規ご利用開始時に訪問看護計画を作成いたします。初回訪問の月に請求させていただきます。また、2か月以上ご利用の無かった場合や、要支援から要介護、要介護から要支援に変更になった場合も、新たに訪問看護計画書を作成いたします。その場合もご請求いたします。	(Ⅰ) 350	365 円
	退院・退所した日に初回訪問をした場合には(Ⅰ)、退院・退所した翌日以降に初回訪問をした場合には(Ⅱ)を算定します。	(Ⅱ) 300	313 円
退院時共同指導加算		600	626 円
特別管理加算	訪問看護に関して特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護実施に関する計画な管理を行った場合、その月の第一回目の訪問看護を行った日に加算されます。		
	対象者 ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ② 気管カニューレ、排出チューブ、留置カテーテルを使用している状態	500	521 円
	対象者 ① 在宅自己腹膜灌流指導管理等の在宅医療を受けている方。 ② 人工肛門、人工膀胱を設置している方 ③ 真皮を越える褥瘡の状態にある方 ④ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の方 等	250	261 円
長時間(介護予防)訪問看護加算		300/1回	313 円
緊急時(介護予防)訪問看護加算(Ⅱ)		574	599 円

	間対応体制をとっております。そのため、その月の第一回目の訪問看護を行った日に加算されます。		
ターミナルケア加算	在宅で死亡された利用者について、利用者またはその家族等の同意を得て、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に加算いたします。(ターミナルケアを行った後、24時間以内に自宅以外で死亡された場合を含む)	2500	2605 円
複数名訪問加算 (I)	以下のいずれかに該当する利用者で、利用者やその家族から複数名で訪問を行うことの同意を得ており、同時に2人の看護師又は1人の看護師等と1人の看護補助者による訪問。 ① 身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる。 ② 暴力、著しい迷惑、器物破損行為等が認められる。 ③ その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる。	254 (30分未満) 402 (30分以上)	265 円 (30分未満) 419 円 (30分以上)

令和8年6月より 介護職員等処遇改善加算が追加になりました。

介護職員等の賃金改善や職場環境の改善を図るため介護報酬に加算されるものです。

※基本報酬に「1.8%」を乗じた単位数を加算します。

加算額は、利用されたサービス 内容・回数により異なります。

※利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)

上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。

この場合「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

<指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護等を行う場合>

利用者介護度 請求の別		要介護1～4の利用者				
		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
月	看護師	2,961	30,853 円	3,086 円	6,171 円	9,256 円
	准看護師	2,902	30,238 円	3,024 円	6,048 円	9,072 円
日割り	看護師	97	1,010 円	101 円	202 円	303 円
	准看護師	95	989 円	99 円	198 円	297 円
		要介護5の利用者				
月	看護師	3,761	39,189 円	3,919 円	7,838 円	11,757 円
	准看護師	3,702	38,574 円	3,858 円	7,715 円	11,573 円
日割り	看護師	124	1,292 円	130 円	259 円	388 円
	准看護師	122	1,271 円	128 円	255 円	382 円

※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う

必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、当該指示の日数に応じて、1日につき1,010円（利用者負担額:1割101円、2割202円、3割303円）を減算します。

③ 医療保険をご利用の場合

〈保険単位数と基本料金表〉

後期高齢者（75歳以上）		1割、現役並み所得者の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 （70歳～74歳）	2割、現役並みの所得者の方は3割
		一般 （70歳未満）	3割（6歳未満は2割）

〈基本料金〉

料金項目		料金 (円)	利用者負担額（円）		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで。1日につき。	5550	560	1110	1670
	週4日目以降。1日につき。	6550	660	1310	1970
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	週3日目まで。1日につき。	5550	560	1110	1670
	週4日目以降。1日につき。	6550	660	1310	1970
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	入院中に1回。 厚生労働大臣が定める疾病 等は入院中に2回。	8500	850	1700	2550
訪問看護 ベースアップ評価料		780	78	156	234
乳幼児加算	6歳未満。1日につき。	1500	150	300	450
複数名訪問看護加算	複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。 週1回。1日につき。	4500	450	900	1350
難病等複数回訪問加算 (週4日以上訪問できる方)	1日2回	4500	450	900	1350
	1日3回以上	8000	800	1600	2400
早朝・夜間加算	6時～8時	2100	210	420	630
	18時～22時				
深夜加算	22時～6時	4200	420	840	1260
訪問看護管理療養費	月の初日のみ。	7440	740	1490	2230
	2日目以降。1日につき。	2500	250	500	750

＜病状によって下記の料金が加算されます＞

加算項目		料金 (円)	利用者負担額 (円)		
			1 割	2 割	3 割
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる とき、1回の訪問看護につき加算されます。	5200	520	1040	1560
緊急時訪問看護加算	利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に1日に1回加算されます。(月15日以降は減算にて2000円となる。)	2650	270	530	800
特別管理加算Ⅰ	対象者： ① 悪性腫瘍と診断されている方 ② 気管カニューレ・排出チューブ・留置カテーテルをしている方 等	5000	500	1000	1500
特別管理加算Ⅱ	対象者：上記（特別管理加算Ⅰ）以外の、以下の特別な管理が必要な方。 ①在宅自己腹膜灌流指導管理等の在宅医療を受けている方 ②人工肛門、人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態等	2500	250	500	750
退院時共同指導加算	病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。	8000	800	1600	2400
ターミナルケア療養費	在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）	25000	2500	5000	7500

<利用者のご希望により契約された場合は下記の料金が加算されます>

加算項目	料金 (円)	利用者負担額 (円)		
		1 割	2 割	3 割

24 時間対応体制加算	利用者が安心して自宅で暮らせるよう、当ステーションでは緊急時訪問を行えるように24時間対応体制をとっております。そのため、その月の第1回目の訪問日に加算されます。(月1回)	6800	680	1360	2040
情報提供療養費	利用者の同意のもと、市町村(自治体)や義務教育諸学校、保険医療機関などに対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定されます。	1500	150	300	450

(4) 訪問看護は基本介護保険が優先されますが、厚生労働大臣が定める疾病等は医療保険の対象となります。

【 厚生労働大臣が定める疾病等 】

- ①末期の悪性腫瘍
- ②多発性硬化症
- ③重症筋無力症
- ④スモン
- ⑤筋萎縮性軸索硬化症
- ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦ハンチントン病
- ⑧進行性筋ジストロフィー症
- ⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度又はⅢ度のものに限る）をいう）
- ⑩多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群をいう）
- ⑪プリオン病
- ⑫亜急性硬化性全脳炎
- ⑬ライソゾーム病
- ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症
- ⑯球脊髄性筋萎縮症
- ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑱後天性免疫不全症候群
- ⑲頸髄損傷
- ⑳ 人工呼吸器を使用している状態

※ 特別訪問看護指示書が発行された期間も医療保険の対象となります。

※ 費用について医療保険一部負担金の割合に応じてご請求いたします。

精神科訪問看護をご利用の場合

〈基本料金〉

料金項目		料金 (円)	利用者負担額 (円)		
			1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	週 3 日目まで。30 分以上。	5550	555	1110	1665
	週 3 日目まで。30 分未満。	4250	425	850	1275
	週 4 日目以降 30 分以上。	6550	655	1310	1965
	週 4 日目まで 30 分未満	5100	510	1020	1530
精神科訪問看護 基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	入院中に 1 回。 厚生労働大臣が定める疾病 等は入院中に 2 回。	8500	850	1700	2550
訪問看護 ベースアップ評価料 (1)		780	78	156	234
複数名精神科 訪問看護加算	複数の看護師等が 1 人の利 用者に訪問看護を行ったと きに加算されます。 週 1 回。1 日につき。	4500	450	900	1350
精神科複数回訪問加算	1 日 2 回まで	4500	450	900	1350
	1 日 3 回以上	8000	800	1600	2400
早朝・夜間加算	6 時～ 8 時	2100	210	420	630
	1 8 時～ 2 2 時				
深夜加算	2 2 時～ 6 時	4200	420	840	1260
長時間精神科 訪問看護加算	90 分以上	5200	520	1040	1560
精神科緊急訪問看護 加算	イ 月 14 日まで	2650	265	530	795
	ロ 月 15 日以降	2000	200	400	600
精神科看護 管理療養費	月の初日のみ。	7670	767	1534	2301
	2 日目以降。1 日につき。	3000	300	600	900

※緊急訪問看護を行ったときの加算について

利用者様・ご家族様の求めに応じて主治医の場合により緊急の訪問を行った場合に加算されます。

1 日に 1 回限り算定が可能なっています。

第4条 そのほかの費用について

(1) 交通費

※ 通常の事業の実施地域を越えた場合、有料駐車場を利用時の実費負担

(2) キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

- ① 前日までのご連絡の場合・・・キャンセル料は不要です。
- ② 当日にご連絡の場合・・・1提供当たりの料金の50%を請求いたします。
- ③ ご連絡の無い場合・・・1提供当たりの料金の100%を請求いたします。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

(3) 死後の処置料

20000円

第5条 費用の請求及び支払い方法について

(1) 請求

利用月ごとの合計金額により請求いたします。

上記に係る請求書は、利用明細を添えて、利用翌月20日までに利用者あてに郵送します。

(2) 支払い

請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- ①事業者指定口座への振り込み
- ②利用者指定口座からの自動振替
- ③現金支払い

支払い確認後、領収書をお渡しします。

(3) 注意事項

正当な理由が無いにも関わらず、支払い期日から3か月以上延滞し、さらに支払いの督促から10日以内に支払いが無い場合は、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

第6条 サービス提供時間について

(1) サービスの訪問時間が、交通事情やその他ステーションの都合により前後することがありますが、ご了承ください。

(2) 台風・大雪・地震等の天災により予定通りのサービスが提供できない場合があります。

予定日・時間の変更等振替をご希望があれば相談は可能です。

第7条 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名 山村 恵子（やまむら けいこ） TEL 0742-61-9900 FAX 0742-62-9901 受付日及び受付時間 月～土（8時30分～17時30分）
---	---

- (1) 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。
- (2) 訪問の調整の都合上、担当看護師の指名はできませんのでご了承ください。
- (3) サービス提供の管理上、また個人情報の観点から、看護師等の住所や電話番号はお知らせできません。

第8条 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 山村 恵子（やまむら けいこ）
-------------	--------------------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止に係る指針を制定し、年1回委員会の開催と議事録の保存。また、虐待が発生した場合に速やかに委員会の開催を行う。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第9条 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2)個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止

	するものとしします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
--	---

第10条 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号

第11条 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 奈良市役所 福祉部 介護福祉課	所 在 地 奈良市二条大路南1-1-1 T E L 0742-34-5422(直通) F A X 0742-34-2621(直通) 受付時間 8:30～17:15 (土日祝及び12/29～1/3を除く)
【居宅介護支援事業所の窓口】	事業所名 T E L F A X 担当介護支援専門員

第12条 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第13条 心身の状況の把握

訪問看護等の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしします。

第14条 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 訪問看護等の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者等と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者等に送付します。

第15条 サービス提供の記録

- (1) 訪問看護等の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 訪問看護等の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は契約終了日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した訪問看護等に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

第16条 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問看護等事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

第17条 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した訪問看護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - (ア)利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
 - (イ)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
- ・苦情があった場合は、速やかに看護職員が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞くと共に、担当者はその他関係者からも事情を確認する。
- ・看護職員が必要であると判断した場合は、管理者を含めて検討会議を行う。検討会議を行わない場合は、管理者に処理結果を報告する。
- ・検討結果を速やかに対応する。その際、利用者の理解、合意が得られるように留意する。
- ・記録を台帳に管理し、再発を防ぐために役立てる。

(2) 苦情の申し立て窓口

【事業者の窓口】 おうとく訪問看護ステーション	所 在 地 奈良県奈良市北之庄町 7 3 6 - 1 奈良事務機本館 1 0 4 号室 T E L 0 7 4 2 - 6 1 - 9 9 0 0 F A X 0 7 4 2 - 6 2 - 9 9 0 1 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 担 当 者 山村 恵子 (やまむら けいこ) ※担当者が不在の場合は事務員が対応し、 折り返し担当より連絡します。
【奈良市の窓口】 奈良市役所 福祉部 介護福祉課	所 在 地 奈良市二条大路南 1-1-1 T E L 0 7 4 2 - 3 4 - 5 4 2 2 (直通) F A X 0 7 4 2 - 3 4 - 2 6 2 1 (直通) 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土日祝及び 1 2 / 2 9 ~ 1 / 3 を除く)
【大和郡山市の窓口】 福祉部 介護福祉課	所 在 地 奈良県大和郡山市北郡山町 2 4 8 - 4 T E L 0 7 4 3 - 5 3 - 1 1 5 1 (代) F A X 0 7 4 3 - 5 3 - 1 0 4 9 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土日祝及び年 末 年 始 を除く)
【天理市の窓口】 健康福祉部 介護福祉課	所 在 地 奈良県天理市川原城町 6 0 5 番地 T E L 0 7 4 3 - 6 3 - 1 0 0 1 (代) 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (土日祝及び年 末 年 始 を除く)
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会	所 在 地 奈良県橿原市大久保町 3 0 2 番 1 T E L 0 1 2 0 - 2 1 - 6 8 9 9 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝及び 1 2 / 2 9 ~ 1 / 3 を除く)

第 1 8 条 第三者による評価の実施状況

第三者評価の実施	なし
----------	----

第 1 9 条 契約の解除について

看護師等に対し、ご利用者等が暴言・暴力や嫌がらせ、サービスの提供に支障が生じるような過度の飲酒が継続する等の不当な行為を行った場合は、サービスの提供を中止させていただくことがあります。

また、この場合、文書をもって契約を解除させていただきます。ご利用者等の暴力により、看護師等に事故があった場合には、ご利用者等への損害賠償が発生する場合があります。

第20条 ペットについて

看護師等の安全確保のため、サービスの提供中はペットを別室かゲージに入れるなどの対応をお願いいたします。看護師等への事故があった場合には飼い主の方へ損害賠償が発生する場合があります。

第21条 重要事項説明書の説明と同意

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

上記内容について、「奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月30日条例第10号）」「奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成30年3月30日条例第11号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	奈良県奈良市東九条町 752 番地
	法人名	医療法人応篤会
	代表者名	理事長 枝川 光太郎 印
	事業所名	おうとく訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

上記署名は、代理人 (続柄) が代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	印

上記署名は、代理人 (続柄) が代筆しました。